

書簡文例集 —発生と展開—

真下三郎

書簡の作法を指導するものに「書札礼」があつて、平安時代末期ごろから著わされているが、これとよく似た「書簡文例集」というものがやはり平安時代末期ごろ姿を現わしている。書札礼は、書簡の形式面の指導とともに、内容面ともいすべき書簡用語について、対人関係にもとづく礼法から指導しているものである。書簡文例集は礼法にもとづいてはいるものの、それを表面に出さないで、模範となるべき書簡の全文を示して、そのような書簡をしたためることを勧奨しているのである。

前者は「正しい」書簡文の書き方を示し、後者は「上手な」書簡文の書き方を教えようとしたものであるといえよう。

現存する書簡文例集の最も古いものは、平安時代末期ごろの「明衡往来」であるといわれている。明衡往来は、出雲守・大学頭などを歴任した文章博士藤原明衡が編集したものといわれ、実際にやりとりした書簡を、発信受信の名前を省略して蒐集したものである。古くから名称は一定せず、普通「明衡往来」(蘆戒記その他)といわれているが、なおそのほかに編者の名をとって「明衡消息」(文安元年書写本その他)、職名をとって「雲州消息」(鎌倉時代後期写本・神宮文庫本その他)、「雲州往来」(前田家蔵本その他)などとも呼ばれている。しかし書名はおそらく明衡自身が命名したものでねぐ、普及伝来の間にいつのほどか、だれかによってつけられ、ついに明衡往来に一定させられたと思われる。本文は次

のとおりである。

上啓案内事

右改年之事、富貴万福幸甚々く、抑陽春已報、可樂者是時也、詩酒之会、遊覽之興、聊欲付駿尾、殊有允容、所望可足、
每事在面拜、謹言

正月八日

左少弁藤原

右馬頭殿

詣歲札事

右改年之後、須先拜溫顏也、而連日參内之間、于今闕如、悚懼之處、故投玉章、且為悅且為恐耳、抑聽爲瓶花之興、已
得其時、策馬脂車之態、欲隨高駕、今付駿尾之命、還恥弄言耳、今朝之間、參拜將遂心懷、不宣謹言

酉時

右馬頭藤原

この明衡往来については、石川謙博士に「古往来の研究」および「明衡往来の性格についての研究」（「古稀を迎えて」
所収）という精細な研究がある。それによると、明衡往来は藤原明衡の操作で、「曾て一度は手紙として実際に役立った
もの」や「すぐ手紙を使って役立つであろうことを目指して綴った消息文案」などを無造作に書き集めて一本に仕立てた
ものであろうとされ、『実際に用いられた手紙』と「わざと文例として作った手紙」という二つの種類があるとされて
いる。

この推論の底には、明衡往来が後世において書簡文例集として用いられたという事実を考えられていることがあると思う。しかしこれに対し、私は次のような異見を持っている。すなわちこの書は、一部にしろわざと述作されたものではなくて、恐らく全編すべてが明衡自身やりとりした書状をはじめ、交友たちのやりとりした書状を集めたものだらうということである。

この推察の直接の根拠として、

一、本文のどれが実際に往復した書簡で、どれがわざと述作された書簡か、判別できない。わざと述作したものなら、語句や構文に何らかの作為のあとが見られるが、それらしい点が見当たらない。

二、どの書簡も、最も多い「招宴」状のほかでも「奉讃難ニ翼」「砾小弓全」「奉入綴三疋」「絵師某事」「請舞姫童女装束」といった、日常実際の用件を述べている。

三、書簡の差出人や名宛人は「左少弁藤原」「侍従源」「左近少将平」など官職と氏とが書かれているもの、あるいは「権律師」「前輔中守」「春宮亮」「式部大輔」など官職だけのものとなっていて、名や氏名が欠けているのは、氏名をあからさまにしては都合の悪いための配慮か、あるいは不要のためではなかろうか。
などが挙げられよう。

また間接の根拠としては、次の「左經記」の記事が参考となる。

長元元年二月十六日、辛巳、在故大納言御許、貞信公御消息文十五巻、并、忠仁公、昭宣公、時平太閤等御消息等、撰出奉闕白、是依有召也。

この記事は、左經記の筆者である源經頼が、闕白であった藤原頼通の依頼によって、頼通に縁故の深い一族の藤原忠平、藤原良房、藤原基経、藤原時平等の消息を撰出して奉ったことを述べているのである。

これから推察すると、平安時代では、学者や文人の手によって、名家の往復した書簡が珍重蒐集されることがあつたらしい。枕草子にも、他人の書簡を貰い受けて秘蔵する記事がある。

明衡は新猿楽記や本朝文粹の著者と目され、治暦二年十月十八日に七十八歳で薨じた鴻儒である。右の左経記の筆者源経頼と同時代の人であることから考えて、文学者明衡自身か、あるいは後人かが、明衡を中心とした人々の往来した書簡を集録した事もあり得るであろうし、そうして集録されたものが、後世に伝えられて年月を経るうちに、いつの間にか書簡文例集と見なされるにいたった。それが明衡往来であるということもできよう。

かように考えると、明衡往来につづく書簡文例集といわれ、現在は「中古歌仙三十六人伝」中に三十字ばかりの書簡文例を残すのみで、幻の書となっている鎌倉時代初期の「季綱往来」も、藤原季綱の集めた書簡集であったのではないかと見られる。文章生から身を起こした季綱は、明衡の薨じたころは壯年で、なかなかの文人であつたらしく、「本朝無題詩」や「殿上詩合」などに収められているかずかずの作詩から推察すると、藤原明衡・藤原經信・藤原通憲・藤原周光・藤原敦光・大江匡房・中原広俊など、当代屈指の文人らに伍して、少しも遜色のない才能の持主であつたようである。

二

実際に往復した書簡集も、ひとたび模範文例集としてみとめられると、同じような目的を持つて、同じような文例集が述作されるようになる。しかしこのたびの述作は明らかに教科書的な意図が籠められているものであつて、したがつて内容も、明衡往来（や季綱往来など）の雑然としたものではなくて、あらかじめいろいろな場合を想定して、それぞれに適合した文例を作つてある。これこそ本当の書簡文例集であつて、早くも平安時代末期に姿を現わしている。

明衡往来以後、平安時代から室町時代までに著わされた往来の類を「古往来」と称するのであるが、現存する古往来は

約四十五種といわれる。石川博士は、かつてそれの中の一十九種について、「教材」と「排列形式」との二点から分類して、

明衡往来型

十二月往来型

雜筆往来型

庭訓往来型

富士野往来型

の五つの型を設定されたことがある。それにしたがえば、明衡往来型というのは主として実際に往復された書簡を集めたもの、十二月往来型は創作した書簡の模範文例を十二か月に配当したもの、雜筆往来型は書簡に必要な単語・短句・短文を集めたもの、庭訓往来型は十二か月に配当した書簡毎に特定の主題を設定して、それに関する類語を蒐集羅列したもの、富士野往来型は廻文・著到状・陳情状など武家に必要な書式を集めたものとされている。

わざと作製した模範書簡文を集めたもの、すなわち書簡文例集は、右の五つの型のうち、十二月往来型に当たるのであるが、具体的にこれに含まれる古往来は、博士によれば次の五部である。

平安時代 西郊往来

菅丞相往来

鎌倉時代 十二月往来

新十二月往来

御殿往来

このうち菅丞相往来は菅原道真の著作といわれているが、眞偽のほどは明らかでない。その本文は次のようである。

六月季夏林鐘

隔處同憲、古賢所貲、一居異志、愚賤之行也、弟子近來、憚無其事、不擣拙狀、憤望至、心神如春、今年夏將竭、大暑極暑、伏惟芳儀、涼殿繼風、水辺苔葉、齡爭松柏、樂等山海、其生夷狄之地、異京都之儀、但思君送日、廻心明夜、殊賜恩恕、幸甚々々、今弊身心染筆、謹言

報答

文鏡飛紙上、忽為消息媒、赤鯉翻江波、黃狗撈魚網、適得芳書、積憂雲散、今預恩問、胸臆風冷、平善々々然、六月望晦半外、擬過見此芳簡、知日月転、須過一兩日、令啓方端、恐々謹言

右のように全文は純粹に近い漢文体で、古代中国の月儀の影響を受けて、わが国で著わされた書簡文例集であると考えられる。これについては、すでに「日本書翰文體史」の「菅儀・月儀」（甲南國文第十八号）で考えたとおりである。

西郊往来は平泉澄博士の命名によるもので、現存する書写本は関白忠通の筆と伝えられる。冬三か月の往復書簡六通を残しているが、石川博士は、恐らく十二か月二十四通の残闕であると推察して、書簡文例集としている。

御慶往来は曼殊院藏の文例集で、書名は発見者石川博士の命名である。六月が二通のほかは、各月一通ずつ計十三通の文例から成っている。博士の考証によれば、慶長三年三月朔日良親法親王の書写したものであるが、奥書から見て、以前に尊円法親王御筆のものがある、それを天正十九年に尊朝法親王が書写したものの、さらに重写であるらしい。

十二月往来は、群書類從所収本には内題の下に「作者未考」と記し、奥書には「是書亦中山内府御作歟」と書き添えてあるが、石川博士は本文中の「侯」の文字の使用法の考証によって、中山忠親説をしりぞけられている。この書はわざと述作されたものであることは明らかで、十二か月に配当した往復の書簡から成っている。その内容の主題はその月の年中行事である。

- | | |
|-----|--------|
| 正月 | 新年 |
| 二月 | 春日祭 |
| 三月 | 石清水臨時祭 |
| 四月 | 加茂祭 |
| 五月 | 最勝講 |
| 六月 | 御盆会 |
| 七月 | 七夕 |
| 八月 | 放生会 |
| 九月 | 平座 |
| 十月 | 維摩会 |
| 十一月 | 五節 |
| 十二月 | 内侍所御神楽 |

正月状の新年祝賀以下各月の行事内容は、平安時代・鎌倉時代における宮中の代表的な年中行事であるから、この点からもわざと著わされた文例集であることを思ひしめる。ただし書簡の内容は、それらの行事そのものではなくて、これら

に関連のある他の事柄について述べたものである。たとえば七月状は七夕に招く書簡とその返事ということになっている。

七月七日之美景者、一年一度之佳期也、屡企終夜乞巧^ヲ思、可為延年会遇之媒也、可然者、若令枉花軒給哉、如何、謹言

七月六日 勘解由次官

宮内権少輔殿

鬱望之際、恩章恐悦候、良辰誠難被空過候歟、和漢六義之興、縱雖非己之詞、盃飯兩方之羞、不可仮人之口、早予參燕席之末、可申行狼籍之会耳、恐々謹言

七月六日 宮内権少輔

新十二月往来も群書類從に所収されている。内題の下に「後京極攝政良経公」と記していて、良経をもって作者に擬している。これを借用すれば、良経は建永元年三月七日に享年三十八才で薨じているから、新十二月往来はそれ以前の作ということになる。

この往来も十二か月に配した往復二十四通の書簡であるが、それぞれその月の年中行事をとりあげて主題としている点は、十二月往来と同じである。その年中行事は次のとおりである。

正月 新年
一月 初午
三月 三月宴

四月 (長檀令進)

五月 節会

六月 (桂河逍遙)

七月 七夕

八月 放生会

九月 九月節会

十月 (法輪寺紅葉見物)

十一月 五節

十二月 元三

主題となつてゐる年中行事には、先の十一月往来と相連してゐるものもあるが、これらの行事もまた一年の主要なものであった。こういう点が十一月往来と形式を同じくしていながら、書名に「新」の文字を冠したゆえんであろう。内容も同じく行事そのものでなく、それに関連のある話柄である。次の文例は六月状であるが、時季的な「桂河逍遙」に関連して、衣料である紺雑を所望したものである。

來十日、侍従殿相具舞女、可令向桂河辺給、紺雑廿領、可令沙汰進給旨、所仰候也、仍執達如件

六月七日 式部少丞 奉

筑前司殿

紺雑廿領可調進之旨、謹以所請如件、卒尔之旨、定異様候歟、恐惶謹言

六月七日 前筑前守

以上は石川博士の示された書簡文例集型古往来に関する解説であるが、今これに追加すべきものとして、次の二書が挙げられる。両書とも平安時代末期のものであろう。

和泉往来

高山寺古往来

和泉往来は高野山西南院の藏本で、遠藤嘉基博士や植垣節也君の考証によれば、文治二年の書写であるから、明らかに平安時代末期の成立である。十二か月に配した二十四通の書簡であるが、実際にやりとりされた書状を根幹に、対句表現を多用し、雅語も適当に用いられていて、「恐らく中国の書儀のいずれか（錦帶書十二月啓？）を見て、全文の結構を整えたもの」といわれている。文中に同類物名を多數羅列していることなどから見ても、教科書として特に述作したものであることを思わしめる。本文は次のようにある。

六月 林鐘

芙蓉覆水、薛蘿綻風、年月移廻、世路改転、移於俗骨之間、疎仏法之事也、妄嗜閭里之怨劇、愚忘山尉之卑寃、湯帷麻布錦織上袋継墨白米煎餅堅塙唐醬造味噌伊勢布若狹布丹後布油小麦粉、□夫令持奉之、是雖微少、表志所之潔、鹿章可之、八木尽升山之功、供雁門之一鉢、仰斗敷之德、稠人省繁、偷閑委啓、

太陽之光難辭、少女之風不涼、抑有觀樹之志、無観花之興、三衣汁物、蠟燭之底、無貯少飯、中食松花之下有徒採花之、
丁波而仏前寂閑、詠經之、眼眩而僧意、攀緣所被恩絕、滿山捧頂拜月眉、於讚仏乘之憲、弥欲報雲山之思、踏花文於転法
輪之極、將發芬芳之德、抨喜感悅、在市中之詮、

高山寺古往来は広島大学の小林芳規博士たちの発見によるもので、同寺の経蔵に収藏された書簡五十六通をいう。書写
年代は明らかでないが、院政末期ころと推定されている。本文は次のとおりである。

謹言、奉謁久隔、仰望无極、然近來、白露頻降、紅葉可翫、若有御暇、殊枉光駕、被御覽、如何、葉落色變之後、可為
遺日之恨、仍所聞也、諸在面展、不宣謹言（四七）

謹言、伏披芳札、詳承命旨、恐悅々々、抑山錦色鮮、籬菊漸綻、雖不知時節之至、未遂興宴之友、幸賜恩信、生涯之悅、
已以足之、只今參候、諸事執路、不具謹言（四八）

冒頭に「謹言」を置くことは、すでに考えた（「謹言」甲南国文第二十一号）ように、平安時代末期ころの書簡の特徴
であり、書簡の語句や用字法等が先の「明衡往来」にすこぶる酷似している点などから、明衡往来とほぼ同時ころの書簡
であるうと思う。

書簡文例集は、上記のように、平安時代末期ころから編集述作されているが、そのわりにその数は必ずしも多くない。これはどういう理由によるものであろうか。

一つは時代のせいであろう。武家が政治の実権を握っている時代に、古風な名文の書簡を物しようなどという余裕などは、宫廷貴族にはなかつたはずである。二つは、往来物という教科書で教えるべき内容が急増したせいであろう。上記石川博士の設定された五つの型にも見るよう、内容の異なつた往来物も多数著わされた。たとえば「喫茶往来」は茶に関する知識を載せ、「蒙求背臘往来」は脳に関する教養を盛つてゐる。ということは、修得すべき教養や知識が広く多くなつたことである。書簡に関するものにしても、多くの書札礼が著わされて普及している上、書簡に必要な單語や短句を集めめた雑筆往来型が人々に歓迎されている。それらの學習修得に忙がしい状勢の中にあっては、書簡の模範文例集などは二の次、三の次と見られていたに違ひない。論より証拠、さまざま書簡を書くことが日常生活にどうしても必要とされ、しかも表現が礼儀正しく、意を尽くすことが望まれる江戸時代になると、この書簡文例集はおびただしく著作出版されるのである。

日本庶民教育史の教えるところによれば、江戸時代は庶民教育の普及した時代である。大衆に教えるべき教科内容ともいうべきものは、德育はもとより法規・歴史・地理・職業に関する一般教養など、いわば生活全般にわたつてゐた。かような要請にもとづいて、それぞれ各科の専門の教科書、すなわち「新」往来物が数多く編まれるのであるが、その中にまじつて書簡文例集も姿を現わすのである。もっともその書名は「往来」とか「文例集」とかでなく、「用文」または「用文章」という新しい名称がつけられていた。

かつて石川博士が作製された、近世における書簡文例集の出版数の表を借用すると、次のようになる。

年号

年数

出版数

慶長—寛永	四三	四
正保—天和	四〇	六
貞享—正徳	三四	
享保—寛延	四五	
宝暦—安永	三〇	四
天明—享和	二三	
文化—天保	四〇	
弘化—慶應	二三	五
明治	一五	
計	一五四	

この表で見れば、享保ごろから多くなり、宝暦を過ぎると急に増加することがわかるが、それにはやはり後記するように、それなりの理由があったのである。なお書名の見本として、各時代から主なものを抜いて掲げよう。

- | | |
|-------|----------|
| 吉原用文章 | 寛文元年（戯文） |
| 世話用文章 | 元禄五年（戯文） |
| 大橋用文章 | 元禄五年（書目） |

用文章指南大全	正徳五年（書目）
万家用文章	享保十四年（書目）
通宝用文如意書箱	延享二年
鎌海用文章	宝曆四年（書目）
万徳用文章	明和九年（書目）
永寿用文章	安永五年
年中往来用文章	天明七年
寛政用文章	寛政四年
初学用文章	享和三年
書状用文章	文化元年
用文章	文政元年
大成用文章	天保二年
御家日用文章	文久元年
松林用文章	弘化四年
いろは用文章	万延二年
珍玉用文章	慶応四年

右のように書簡文例集は、江戸時代各時期を通じて万回なく出版されていて、需要の多かったことを示している。

なぜかように、江戸時代にはいって急激に増加したのであらうか。これに対しても一つの理由が考えられる。一つは書簡を書く人口があつたことであろう。すなわち江戸・大阪・京都の三大都市をはじめ、各地の港町や城下町はおびただしく人口数を増すとともに、中流以上の町人階層を膨脹させたが、その階層こそ社会生活に書簡を書く必要性のはなはだ多い階層であった。二つには書簡をしたためる用件が複雑多岐になつたことであろう。社会生活の整備とともに、人々の日常生活は、單に家業に専念する個人の生活ではなく、人々と通常関係を結ぶ生活であった。己れを囲む人々の喜怒哀楽はとりも直さずみずからのことであつた。したがつて人々は商用のみに限らず、祝賀・見舞など冠婚葬祭につけて相慶弔する必要があり、そこに書簡を必要とする生活が行われたのであつた。たとえば天保十五年辰正月の浪速吉野本町五丁目広島屋伊助板の「商家用文章」の内容を見ると、次のように範囲が広い。

年始祝儀状

五月節句祝儀

九月節句祝儀

婚礼祝儀

元服祝儀

安産歎状

家買得歎状

別家歎状

年賀状

留守見舞状

病人見舞状

抱兎見舞状

火事見舞状

暑氣見舞状

寒氣見舞状

参宮留守見舞状

餓別遣す状

馳走達たる礼状

内容はいかにも江戸時代的で多種多様である。しかもこれらの書簡は祝儀状・見舞状など、いわゆる社会生活における交際に関するもので、一見商家にとつてあまり直接の関係はないなさそうであるが、実はこれこそが生活必須の書簡であった。それだけに文章に気をつけ、入念に語句を選んで書かねばならなかつた。この「商家用文章」はその序文で次のようにいつている。

手簡文通ハ詞を縮めて其趣を密細に顯し能心裡の情態を示すを本意とす。よりて雅言を加えず、諺詞、流詞を省き、礼儀厚く認むべき事第一なり。

つまり書簡は、当面の用件が正確に伝わることが最もたいせつであるから、古い語や誤った語や流行の語は使わず、当代の平易な語をもって、礼儀正しく書き記さねばならないというのである。平安時代の貴族の昔にくらべると、商人の書簡のしたため方は、ある意味ではなかなかむずかしく厄介なことになっていくといつてよい。

しかし多忙な毎日を送る商人には、そのような配慮をするひまも教養もない。そこで、これらの条件を備えて、てつとり早く利用のできる「用文章」が登場するのである。たとえば次ののような文例が、それである。

家買得悦状

一筆致啓達候、春寒之節、愈御安静、被成御座、大慶奉存候、兼而被仰聞候何町家屋舗、此度御買得被成候之由、重畳目出度御儀奉存候、勿論御商売向御勝手等、能所柄に而、一入御満悦と奉察候、早速御歎旁々上京可仕候處、皆荷物積込最中ニ付、以書章御歎申上候、就而者、此筋沢山成品々御座候得共、銅十枚奉遣仕候、誠に御悦歎迄に御座候、恐々謹言

同返事

玉章辱令拝覽候、然者、先達而御噂申上候壳家、漸々致質得候儀、疾及御聞、種々預御祝、忝奉存候、兼而御嘆申上候一遍商売向、諸事便利能御座候而、大臣、御察之通ニ御座候、近々手代共差下候得者、帰京之刻、御同道御入來可被下、奉待入候、先者右御酬答申上度、如此御座候、已上

他人が家を買えば買ったで、すぐさま喜び状を書くのが、この時代の商人の「つきあい」であり、義理でもあった。

用文章の著者は、あまり署名をしていない。書家の名はあっても、作者の名は明記されていないのが普通で、数ある用文章の中では、中村基之丞・以佐立悦・小森松洞・後山巫江・鈴木忠侯などのほかには、馬琴・一九・三馬・鼻山人などの名を発見するのみである。他は何びとの述作であるか明らかでない。恐らく書跡は文筆に嗜みのある者、たとえば寺子屋の師匠などのうち目ぼしい者を物色して著作せしめたものであろう。したがつて文章に巧拙の生ずることは免れがたい。中には文意の通じがたいものもあり、たとえ当時の表記や表現の慣習を考慮しても、明らかに文字の誤記や語句の誤用と思われるものもあって、「模範」文例の名に似ないものもある。しかしそれでも相次いで文例集が板行されているのは、社会生活に役立つものとして、広く要望された結果であろう。

このような状態は、僕文がすたれ、書簡の書き方が自由になってしまって大正時代まで、つづくのである。